

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「ヒューマンキャピタルの創造と輩出を通じて、人と社会の喜びと可能性の最大化を追求する」というグループ理念のもと、株主価値の最大化を経営の最重要課題と認識しております。また、長期安定的な成長には、株主をはじめ、取引先、学校関係者、従業員、地域社会等の各ステークホルダーと良好な関係を築き、満足していただける人材サービスを提供することが重要と考えております。

そのためにはコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠と考え、経営の効率性や意思決定の機動性を高めるとともに、コンプライアンスを重視した経営の健全性の確保に努めております。さらに、高い信頼性を得られるよう、経営の透明性を高めるため、積極的な情報開示に努めたいと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
SBI Value Up Fund1号投資事業有限責任組合	1,465,200	27.19
エムエルピー エフエス カストディー	536,900	9.96
VSN社員持株会	482,525	8.95
ドイチェ バンク アーゲー シンガポール アカウント クライアンツ (トリーティー)	293,200	5.44
NCT信託銀行株式会社(投信口)	290,100	5.38
鈴木 照通	232,750	4.32
メロン バンク エービーエヌ アムロ グローバル カストディ エヌビー	179,000	3.32
日本生命保険相互会社	150,750	2.79
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	104,300	1.93
栗橋 和久	102,500	1.90

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック 既存市場
決算期	3月
業種	サービス業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
千葉 拓	他の会社の出身者			○	○	○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
千葉 拓	非上場会社社外取締役、非上場会社取締役執行役員	金融関係を中心として様々な企業を経験し、社会・経済動向などに関する実践的な経営知識を有するため。

その他社外取締役の主な活動に関する事項 更新

取締役千葉拓は、第7期(平成22年3月期)に開催の取締役会25回(定時24回、臨時1回)のうち合計22回出席し、議案審議においては、金融関係を中心として様々な企業を経験したことにより得た社会・経済動向等に関する実践的な経営知識に基づく適切な助言、提言等の意見表明を行っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況 更新

年3回の定期ミーティングにより、監査計画、監査の内容及び結果について情報・意見交換を行うほか、必要に応じ協議を行い監査の効率性・実効性を高めております。

監査役と内部監査部門の連携状況 更新

内部監査室は、当社グループの各部門の業務執行が法令や規程等に照らし適正であるか検討・評価しており、監査役と内部監査室においては、原則月1回、代表取締役社長を含めた内部監査報告会を開催し、報告・意見交換を行うほか、監査の内容、結果及び指摘事項については随時、書面にて報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
中曽根 浩	他の会社の出身者					○			○	
田中 陸	他の会社の出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
中曽根 浩	非上場会社代表取締役社長 平成22年7月15日 当社独立役員(現任)	大蔵省(現財務省)や銀行役員の実験により、広い見識を持つことから、社外監査役に求められる独立性の高い公正な監査が期待できるため。 [独立役員の実験の状況] 平成22年6月29日開催の取締役会において、上記のとおり独立性が高いこと、一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員に選任しました。
田中 陸	上場会社社外監査役 平成22年3月29日 当社独立役員(現任)	警視庁や他の会社の監査役の実験により、広い見識を持つことから、社外監査役に求められる客観的かつ厳しい視点において公正な監査が期待できるため。 [独立役員の実験の状況] 平成22年3月29日開催の取締役会において、上記のとおり独立性が高いこと、一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員に選任しました。

その他社外監査役の実験に関する事項 更新

監査役中曽根浩は、第7期(平成22年3月期)に開催の取締役会25回(定時24回、臨時1回)のうち合計25回出席し、監査役会13回のうち13回出席しております。金融行政に長年携わってきた経験・見地から発言を行っております。
監査役田中陸は、第7期(平成22年3月期)に開催の取締役会25回(定時24回、臨時1回)のうち合計25回出席し、監査役会13回のうち13回出席しております。警察行政に長年携わってきた経験・見地から発言を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実験状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

連結売上高及び連結当期純利益がともに前年度比10%以上増加した場合のみ支給することとしております。また、総支給原資は月額報酬額の2ヶ月を基準に、増益率に応じた金額を加算するものとし、各人への支給については個別の実験に基づき分配するものとしております。
なお、ストックオプションの付与につきましては、社外取締役及び監査役への付与は行いません。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、執行役、監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社の取締役(社外取締役を除く)及び従業員、並びに当社子会社の取締役及び従業員を対象に、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として付与するものであります。

【取締役報酬関係】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明 更新

平成22年3月期における、当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。

社内取締役に支払った年間報酬総額 104,238千円
社外取締役に支払った年間報酬総額 7,200千円

監査役に支払った年間報酬総額 26,823千円

- (注) 1 上記の支給報酬額及び支給人数には、平成22年6月29日開催の第7期定時株主総会の終結をもって退任した取締役3名(うち社外取締役1名)及び監査役1名を含んでおります。
- 2 連結報酬等の総額が100百万円以上となる役員はおりません。
 - 3 使用人兼務役員はおりません。
 - 4 取締役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第3期定時株主総会において300百万円以内(固定報酬限度額200百万円以内、変動報酬等限度額100百万円以内)と決議いただいております。
 - 5 監査役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第3期定時株主総会において45百万円以内(固定報酬限度額30百万円以内、変動報酬等限度額15百万円以内)と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役については、必要に応じ各種議事録、稟議書等を紙又は電子媒体により閲覧できる環境を整備しております。また、社外監査役は、監査役会で情報交換を行い、その他の面では、内部監査室が必要に応じ補助を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

(1) 現状の体制の概要

取締役会は、定時取締役会を毎月、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、法令・定款に定めることのほか、経営上の重要な事項の意思決定機関として、決定、承認するとともに、代表取締役社長の業務の執行を監督しており、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成されております。また、常勤役員、各部室長で構成される経営会議を原則毎週開催し、取締役会に付議する事項を含む重要な業務執行事項について、状況の把握と検討を行っております。

監督機能強化の観点からは、社外取締役を登用し、経営の意思決定における客観性・健全性の確保を図っております。

監査役会は、毎月1回以上の監査役会を開催し、情報交換による監査の実効性を高めており、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されております。尚、非常勤監査役2名は、社外監査役であります。

監査役は、監査役会で決定した監査計画に基づき、代表取締役との意思疎通・情報収集、取締役会その他の重要会議への出席、各部室長からのヒアリング、重要な書類の閲覧、及び、営業所・子会社の調査等を実施し、取締役の職務の執行を監査しております。

また、監査役とは別に、業務執行部門から独立した社長直轄の内部監査室が、各業務執行部門の監査を実施するとともに、監査役と連携することにより、監査機能の強化を図っております。

会計監査人としては、新日本有限責任監査法人との間で金融商品取引法に基づく会計監査と会社法に基づく会計監査を実施しております。

平成22年3月期における監査体制は以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名、継続監査年数及び所属する監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 百井 俊次 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 本多 茂幸 新日本有限責任監査法人

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名 その他 5名

(注) その他は、会計士補、公認会計士試験合格者であります。

コンプライアンス重視の企業風土の維持・発展と、全役員、従業員等にその意識の浸透を図ることを目的とし、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、常勤役員、総務部長、内部監査室責任者、経営企画部長及び顧問弁護士2名で構成しており、コンプライアンス体制の維持・強化を図っております。

(2) 現状の体制を採用している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制として、業容及び会社規模等を鑑み、監査役設置形態を採用し、社外監査役を含む監査役会が取締役会を牽制する体制となっております。

監査役は、会計監査人及び内部監査室との連携による、適正な監督及び監視を可能とする体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、その実効性を高める体制としております。

また、取締役会は、社外取締役の選任により、健全性・透明性の高い運営に努め、経営会議を通じて業務執行に係る重要事項の方向性や確認や情報の共有化を行うことにより、効率的な業務運営を図っております。

更に、経営の根幹である法令遵守については、弁護士が参加するコンプライアンス委員会を通じて、誠実・公正な企業活動の遂行に努めておりません。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	当社ホームページのIR情報において、株主総会の招集通知及び株主総会議案の議決結果を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	国内において、中間及び期末決算の公表後に決算説明会を開催し、アナリスト・機関投資家等に対して経営方針、決算概要、業績の見通し等を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、決算短信、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、株主総会の招集通知、VSN Report(株主通信)、その他IR資料等を、当社ホームページのIR情報に掲載しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、役員員に対し「VSNグループ行動規範」を定め、企業理念の実現とともに、企業の社会的責任と公共的使命を自覚し、健全かつ適切な業務運営を通じて企業価値の向上を図るとともに、豊かな社会の実現に努めてまいります。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、下記のとおり内部統制システム整備の基本方針を定め、構築に向け取り組んでおります。

【1. 内部統制システム整備の基本方針】

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主や取引先、社員、地域社会などのステークホルダーに対する企業価値の向上が経営の最重要課題と考え、その実現のため、内部統制システムの構築に努めるものである。

経営体制については、業務執行の意思決定の合理性・透明性及び監督機能の強化に努め、また、コンプライアンス体制の確立、リスク管理体制の構築を図る。具体的には、業務執行の意思決定では、社外取締役の登用や重要な経営判断についての外部弁護士の積極活用など、その実効性を高めるとともに、コンプライアンスを重視した経営に努める。

また、外部の第三者機関を使った内部通報制度を設け、不法行為や不正行為等の抑止を図ると共に、早期発見による早期是正に努める。

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会勢力及び団体に対しては、毅然とした態度を貫き、一切の関わりを排除すべく、警察等の外部専門機関との緊密な連携を取るものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、経営会議や社内稟議により情報伝達の網羅性・確実性を高めるとともに、社内メールの利用やデータベース化を進め、随時、迅速な伝達と閲覧が可能な体制を構築する。

取締役または監査役からの閲覧要請があった場合には、各部室長が中心となり、情報の収集、提出を行う体制とする。

取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関しては、関係社内規程に基づき、適切な保存、管理、運用を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理は代表取締役社長を最高責任者とし、総務部がグループ全体におけるリスク管理の推進・運営、並びに規程の整備を行い、実効性のある管理体制を構築する。

内在する各種リスクを洗い出し、その所在、種類を把握した上で、実態を定期的に分析し、取締役会に報告を行う体制を構築する。

リスク管理規程等を整備し、経営危機時には危機管理委員会が中心となり、迅速かつ的確な判断と対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の迅速化と取締役の職務執行の効率性を図る観点から、定時取締役会は原則として月1回とし、必要に応じて随時開催するものとする。

取締役会の付議事項は取締役会規程、職務権限規程等に明記し、効率的な意思決定が行われる体制とする。

業務執行に関する基本的情報については、経営会議において取締役に報告し、その要旨・資料は常時閲覧可能な電子掲示板に掲載し、意思決定の実効性、迅速化を図る。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス委員会を中心として、コンプライアンス計画の策定と確実な推進等によりコンプライアンス体制の確立を図る。

取締役は、コンプライアンスに関する行動指針を示し、各部室長は、社員に対してコンプライアンスに関する教育、周知を徹底する。

規程、業務マニュアルを常に体系的に整備し、規程に則った業務遂行ができる体制とする。

業務執行部門から独立した社長直轄の内部監査室を設置し、経営諸活動全般の業務執行状況について、合法性、有効性を検証し、改善に努める。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団としての業務の適正を確保するため、グループ会社での定期的な連絡会を開催し、情報交換を行うとともに、必要に応じて各グループ会社に対し管理指導を行う。

子会社を含めたグループ全体においてコンプライアンス体制を構築し、グループ各社でのコンプライアンス計画の策定と確実な推進及びコンプライアンス規程の整備、並びに社員への教育、周知を徹底する。

グループ会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づき協議、報告を徹底し、当社関係部署と連携し、業務の適正性を検証する体制を構築する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、その職務の補助を必要とする場合には、監査役事務局として内部監査室がこれに当たる。

監査役の職務を補助する使用人は、監査部門の独立性を確保するために代表取締役社長以外の取締役の指揮・命令を受けないものとする。また、内部監査室の従業員への任命、解任、異動、人事評価等について、取締役からの独立性を確保するため、監査役は代表取締役社長と十分に意見交換を行う。

(8) 取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害をおよぼす影響のある事実、及び法令もしくは定款に違反する事実等を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、監査役は監査役会で協議し、必要に応じ調査を行うものとする。

監査役は、経営会議等の重要と思われる会議に出席するとともに、取締役等の職務執行状況を把握するため、必要に応じ、取締役又は業務執行部門に対して事業の報告を求め、または文書を閲覧することができる。

監査役は監査の実効性を高めるため、内部監査室、監査法人と定期的に情報交換を行い、その他必要に応じて弁護士等を活用できるものとする。

【2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況】

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会勢力及び団体に対しては、毅然とした態度を貫き、一切の関わりを排除すべく、警察等の外部専門機関との緊密な連携を取ることを基本方針としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「VSNグループ行動規範」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、一切の関わりを排除することを定めております。同行動規範については全社員に配布しており、研修等を通じてその啓発に努めております。

当社では、総務部を中心に、警察等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集等に努めております。また、総務部から地方拠点を含めた各部署及びグループ会社との間で情報共有を図るとともに、反社会的勢力対応の社内ルールに基づく運用を通じて、反社会的勢力からの被害の防止に努めております。

V その他

1. 買収防衛に関する事項 更新

当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)非継続について

当社は、平成19年6月28日開催の第4期定時株主総会の決議により承認を得て、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に反すると判断される当社株式の大量買付行為への対応策(以下、「本プラン」といいます。)を導入しており、本プランの有効期間は平成22年6月29日開催の第7期定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)終結の時までとなっております。

当社は、当社株式に対する大量買付行為等が行われる場合に、当該大量買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断すること、あるいは当社取締役会が株主に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主のために不当な買収に対する交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値を向上及び株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断し、本プランを導入いたしました。

しかし、本プラン導入後、当社の経営環境が変化していること、金融商品取引法により、株式の大量買付行為に対する手続きが整備、変更されたため、株主が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本プランの目的は、一定程度担保されることとなりました。

このような状況下において、当社は、本定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了となる本プランの取扱いについて、慎重に検討を進めた結果、平成22年5月14日開催の取締役会において本プランを継続しないことを決議いたしました。

当社は、本プランの非継続後も引き続き重大な買収提案があった場合には、株主の利益を確保するために、積極的な情報収集と適切な開示に努めてまいり、法令及び定款の範囲内で、その時点における当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の観点から、適切な対応をしております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

該当事項はありません。

